

様式第2号(第6条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	平成22年度 第2回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会
2 会議の開催日時	平成22年12月24日 14時00分から16時00分まで
3 会議の開催場所	浦和コミュニティセンター 第13集会室
4 出席者名	【委員】 丸田 頼一、森田 博、小野 達二、引間成子、島田 由美子、中西 賢也 【事務局】 元井都市計画部長、安田みどり推進課長、土屋副参事、野村副参事、平野課長補佐、橋本課長補佐、川田主査、三角主査、宮本主任
5 議題及び公開又は非公開の別	(1)(仮称)さいたま市緑のまちなみづくり助成事業について (2)さいたま市緑地公有地化事業ガイドライン(素案)について 公開
6 非公開の理由	
7 傍聴者の数	0人
8 審議した内容	別紙 議事録のとおり
9 問い合わせ先	都市局 都市計画部 みどり推進課 電話番号 048-829-1423
10 その他	

平成 2 2 年度

第 2 回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会

議事録

日 時 平成 2 2 年 1 2 月 2 4 日 ( 金 )  
1 4 時 0 0 分 から 1 6 時 0 0 分 まで

場 所 浦和コミュニティセンター 第 1 3 集会室

出席者 会長 丸田 頼一  
森田 博  
小野 達二  
引間 成子  
島田 由美子  
中西 賢也

事務局 元井都市計画部長、安田みどり推進課長、土屋副参事、  
野村副参事、平野課長補佐、橋本課長補佐、川田主査、  
三角主査、宮本主任

平成22年度第2回さいたま市花とみどりのまちづくり審議会 議事録

平成22年12月24日(金) 14:00~16:00

発言者	意見内容
<b>議題(1)(仮称)さいたま市緑のまちなみづくり助成事業について</b>	
事務局から、(仮称)さいたま市緑のまちなみづくり助成事業について、資料に基づき説明	
島田委員	前は「3本の樹運動」ということだったが、それを手直しして名称が変更になったということでのよいか。
事務局	考え方は民有地緑化ということで変わっていませんが、今回、制度の整備をする中で、名称を変更しました。
島田委員	区画整理などで出来る住宅は敷地が狭いが、そういった家にこの助成事業を使って1本づつでも木が植えられると良いと思う。事業のPRも一緒に考えて欲しい。 1本当たりの助成額が高木2万円、中木1万円とのことだが、どのくらいの工事費並びに自己負担があると考えているのか。
事務局	助成額の設定にあたり、工事費の積算を行ないました。植える樹種により差がありますが、高木1本、中木2本を植えた場合の平均工事費が約8万円となります。補助率を1/2と考えていますので、高木2万円を1本、中木1万円を2本で合計4万円となり、工事費の約半額程度の補助となります。
島田委員	助成の条件に公衆用道路に面するとあるが、これは国道、県道などに面していないとダメなのか。
事務局	私道であっても対象となります。一般の通行に供するとされる道路であれば、公衆用道路としてみます。
中西委員	推奨する緑化とあるが、これ以外の樹種については植えても良いのか。
事務局	推奨する以外の樹種についても植えることは可能です。推奨はしますが、植える樹種に制限は加えません。
丸田会長	高木1本を中木2本に代替を可とした、緩和の理由は何か。
事務局	昨今の住宅事業を考えると植栽時に3m以上の高木を植えるのは、実際にはなかなか難しいと考えています。助成の条件が厳しく、申請件数が極端に少ないとなると助成事業を作った意味がなくなりますので、高木から中木への緩和もやむを得ないと考えました。
丸田会長	高木を植えるのに必要な道路からの後退距離は、1.5~2.0mとなる。まちの景観としては、樹木が建物を覆うような形、つまり、高さが屋根まで届くような形が良い。

発 言 者	意 見 内 容
丸田会長	どんなイメージのまちにしたいかによって、植える木が変わってくる。
島田委員	助成をするにあたって、市民への意識付けが必要である。大きくなって切ってしまうないように、助成した意味を理解してもらうよう、啓発も一緒にやって欲しい。
丸田会長	<p>日本には庭師がいて、大きく育てずに管理するが、オーストラリア、アメリカなどでは、敷地が広いこともあり、自分で管理し、高木まで育てる。助成をするのであれば、まちづくりに対し、どんなイメージを持ってやるのが大切であり、その木を市の財産と捉え、将来的に貴重な木、保護樹木として位置付けるくらいの考えが必要である。</p> <p>また、各自治体の民有地緑化の予算は0.1%以下であり、それを補う意味で、都市緑化基金の設立が必要である。</p>
小野委員	住宅密集地だと、貴重な木でも落葉等の苦情が出て、切らざるを得なくなり、維持するのが難しい。今ある森の木を守ることも必要である。
引間委員	日本は敷地が狭いので、木を維持するのが難しい。
丸田会長	<p>高齢化が進み、木の管理を自分で出来なくなる。木を維持していくためには近隣の人々の理解が必要である。</p> <p>地区計画で、セットバックを2.5～3.0m取り、その部分に助成を入れて、緑化を合わせてやると良い。</p>
森田委員	<p>建売り住宅だと敷地が狭く、木を植えるスペースが無い。そういう、所こそ規制が必要である。</p> <p>新たに住宅を建て、補助を受ける場合は、何年以上住まなければいけない等の条件はあるのか。</p>
事務局	居住年数の規定はありません。
引間委員	敷地が狭いと、隣地との間隔がなく、火事も怖い。
小野委員	火事については、防火樹・耐火樹を考えることも大事である。延焼しやすい木とそうでない木があるので、そこも考えないといけない。
丸田会長	沿道緑化助成として、さいたま市は後発であるのだから、何か特色を出す必要がある。助成事業を施行するにあたり、その目的・コンセプトを明確にし、論理性・根拠を示す必要がある。
事務局	緑豊かなまちなみの形成ということで、緑化の見せ方について、意見を伺った。いただいた意見をふまえ、次回までに、さいたま市のビジョンを明確に示せるよう整理します。

発 言 者	意 見 内 容
<b>議題(2)さいたま市緑地公有地化事業ガイドライン(素案)について</b>	
事務局から、さいたま市緑地公有地化事業ガイドライン(素案)について、資料に基づき説明	
小野委員	<p>樹林地の評価基準(保全の緊急性)について、樹林の形態に「雑木林」がない理由はなぜか。</p> <p>同じく評価基準(緑地の質の高さ)で、「見沼田圃」がないのはなぜか。</p> <p>また、面積規模については、3,000 m<sup>2</sup>以上は一緒だが、例えば、5,000 m<sup>2</sup>以上等を作らないのはなぜか。</p>
事務局	<p>雑木林については、さいたま市固有の樹種があり、その場所により特性があることは承知している。市固有種の雑木林については当然残すべきものと考えますが、保全の緊急性を画一的に評価するため、評価基準の中には盛り込んでない。</p> <p>「見沼田圃」については、その斜面林が重要であることも、十分承知しているが、地域限定の評価要素になるため、評価基準では触れていない。</p> <p>面積規模については、大きなものほど価値は高くなるが、余り大きな基準を作っても対象となる件数が少ないので、3,000 m<sup>2</sup>で区切らせていただいた。</p>
小野委員	<p>樹林の形態に「単独樹林」とあるが、自然でこういった単一樹種の形態は特異である。緑地の質の高さは、面積規模が大きく、農地等に隣接していれば評価は高くなるが、単一樹種の植樹林については生物多様性が低く、あまり評価されるものではない。</p> <p>また、見沼田圃の斜面林も貴重であり、評価されるべきものである。評価基準の樹林形態に「雑木林」と、自然条件に「見沼田圃」を入れて欲しい。評価基準に関しては、手直しが必要だと思われる。</p>
事務局	<p>樹林の形態で「単独樹林」とは、樹種が単一という意味ではなく、屋敷や社寺へ隣接せずに、単独で存在する樹林地のことで、「雑木林」も「単独樹林」に含まれています。</p> <p>「見沼田圃」については、非常に重要であり、特別緑地保全地区として順次公有地化を図っている。評価基準の中に「見沼田圃」はないが、基準に沿って評価していけば、評価は必然的に高くなります。</p>
引間委員	<p>所有者から買取りの相談がある場合は良いが、市に相談せずに直接、売ってしまうようなことはないのか。また、市は実際に買えるのか。</p>
事務局	<p>このガイドラインは、「自然緑地」、「保存緑地」に指定された土地を対象に考えており、それぞれ、5年間は緑地として管理することになって</p>

発 言 者	意 見 内 容
事務局	<p>います。また、売った場合でも、樹木の伐採を制限するなどの指導を行なうことが出来ます。</p> <p>実際の買取りに関しては、ある程度の期間は必要になるが、買うために、このガイドラインを役立てて行きたいと考えています。</p>
小野委員	<p>市が緑地として取得し管理することに対して、地域住民との合意のあるところを優先して公有地化して欲しい。</p>
丸田会長	<p>樹林地の評価基準が、「保全の緊急性」と「緑地の質の高さ」となっているが、実際にはそれぞれの指標は「緑地の立地」と「緑地の内容」を表している。評価をする場合にはこの2つに加え、その他、社会的要因などを考慮して、保全の緊急性が評価されるべきである。</p>
事務局	<p>公有地化の対象となる樹林地の評価については、過去にこの基準に基づき樹林地の評価をしており、保全優先度のマトリックスにおける各樹林地の評価分布は概ね妥当な結果を示している。今回のガイドラインの制定の目的は、この基準で各樹林地に順位をつけるためでなく、公有地化すべき範囲に入るかどうかの最初のフィルタリングを行なうこととなります。最終的な公有地化の是非に関する判断は、その後に地主の意向、予算などの要素を踏まえ、検討委員会で決定します。</p>
小野委員	<p>評価基準に生物多様性の観点も入れるべきである。</p> <p>管理については、都市公園のような都市型の管理は好ましくない。良好な樹林地として管理するよう要望する。</p>
事務局	<p>生物多様性に係わる点としては、評価基準のうち、面積規模並びに、自然条件で周辺の樹林地・河川等との連続性を見ています。</p>
丸田会長	<p>まず、ガイドラインの案として、試行してみるとよい。その結果を踏まえて、本格的に運用すればよい。</p>
事務局	<p>このガイドラインは、まず、最初に公有地化すべき範囲の確認に使用し、実際の買取の際には、別の条件を含め、個別に検討していきたいと思います。</p> <p>今日いただいた、皆様の意見を参考に、ガイドライン導入に向け検討します。</p>
<p><b>報告事項 第2回さいたま市みどりの功労者表彰について</b></p>	
<p>事務局から、第2回さいたま市みどりの功労賞表彰について、資料に基づき説明</p>	
<p>( 16時00分 終了 )</p>	